

霧島山のめぐみめぐる

えびの

広報

7 2019
JUL
vol.633

山と水、米と肉。温泉と四季のまち。

Ebino city
Public relations

特集

くらしを支える税金

今月の掲載

産業団地事業の実施に向けて
pick up information
TOPICS

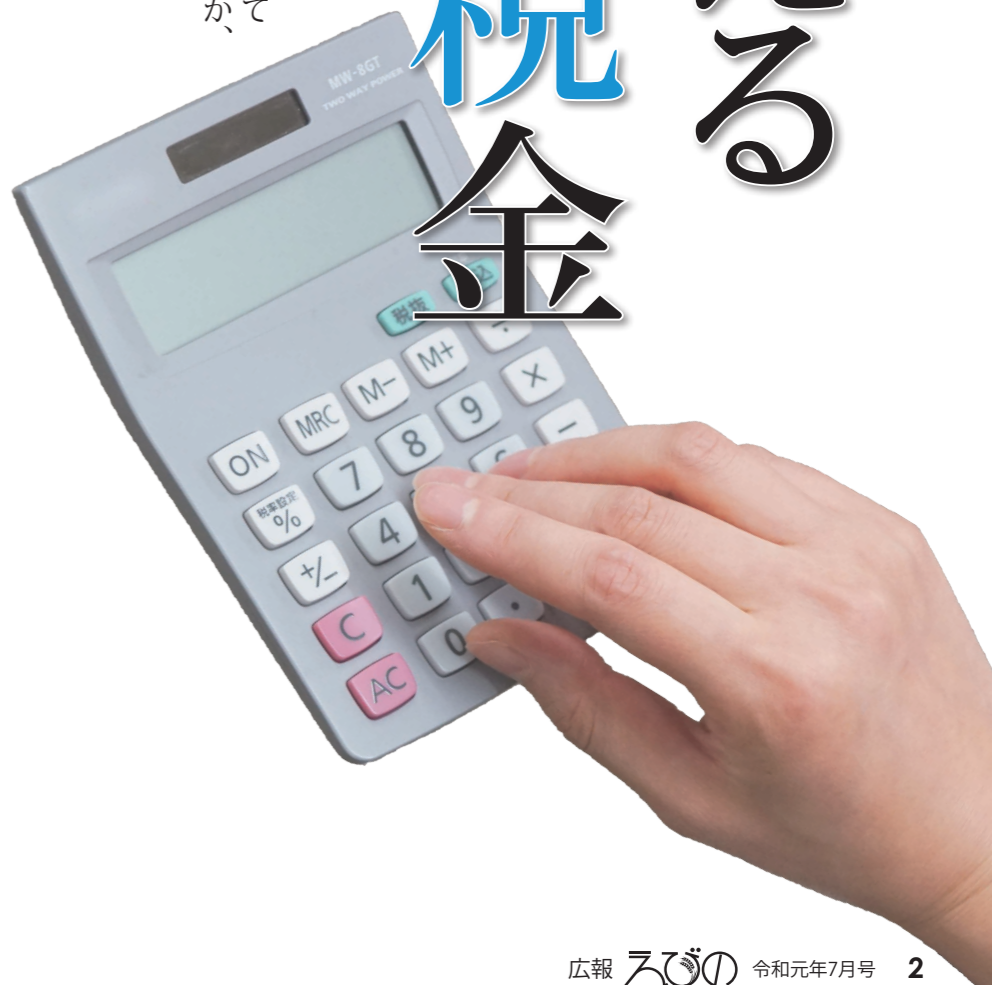
Face 人 真幸小学校歯みがきレンジャー



くらしを支える

私たちのくらしを支えている税金。納めている税金が何に使われているか知っていますか？今回は、税金にはどんな種類があって、どのように使われているのか、税金を納めなかった場合、どんなことが起こるのかについて紹介します。

税金



税金は会費のよつなもの

私たちが普段納めている税金。この税金は、私たちが安心・安全な生活を送るために、社会保障、福祉、医療、教育、警察、消防などの公的サービス

の提供に活用されています。税金は共同で社会を維持するための会費のようなもので、その会費をみんなが公平に負担しなければいけません。税金と一口にいっても、私たちの身の回りには、所得税や消費税、市・県民税など約50種類の税金があります。納められた税金は、国、県、市の予算に組み込まれ、私たちの暮らしをより

良いものにするために使われます。税金はそれぞれ納める方法や課税対象などが異なります。ひとつの大きな分け方としては、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」（都道府県税と市町村税）の2種類があります。また、納税しなければならない人と実際に納税する人が同じ「直接

税」、納税しなければならない人から商店などがいったん預かるような形になって、最終的に商店などが納税する「間接税」に分類されます。さらに、決められた目的のみに活用される「目的税」もあります。（3ページ表参照）

負担はだれもが公平に

税金は、支払能力（担税力）に応じて負担することが原則です。そこで、所得税などでは、所得の多い人ほど税率が高くなる「累進課税」という方法で計算されます。この累進課税には、所得の多い人には大きい負担を、所得の少ない人には小さい負担を、もらうことで税金を納めた後の所得差を小さくする働きがあります。この方法によって、皆さんが公平な負担になるような仕組みになっています。

市税の使い道

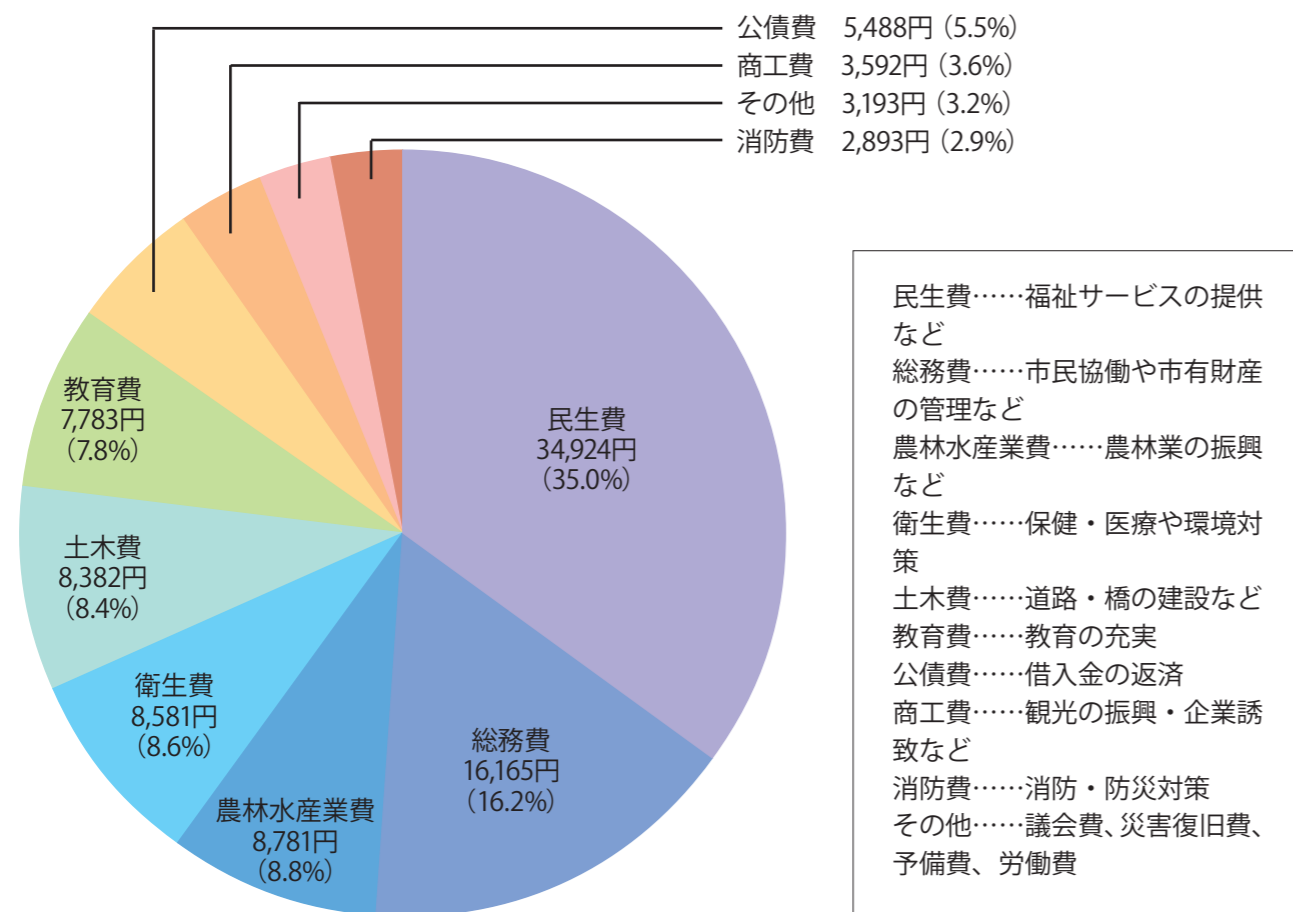
私たちが納めている市税を、市民1人当たりに換算すると約9万9782円となります（グラフ参照）。これに対し、市の公共サービスにかかる費用は、市民1人当たり約67万3707円となります。約15%が市税で賄われる計算になります。＊1人当たりの金額は、平成31年度市税当初予算額（19億4260万4000円）と一般会計当初予算（129億8300万円）を、人口1万9271人（平成31年4月1日現在）で割って算出。

(表) 税金の種類

	普通税				目的税	
	直接税		間接税			
	収入に課税	財産に課税	消費にかかるもの	流通にかかるもの		
国税	所得税、法人税	相続税、贈与税	消費税、酒税、たばこ税など	関税、印紙税	揮発油税など	
地方税	道府県税	道府県民税、事業税	自動車税	道府県たばこ税、ゴルフ場利用税など	不動産取得税	狩猟税、自動車取得税など
	市町村税	市町村民税	固定資産税、軽自動車税	市町村たばこ税	なし	入湯税、国民健康保険税など

※道府県民税と市町村民税の総称を「住民税」と言う。

(グラフ) 市民1人当たりの市税99,782円の使い道



民生費……福祉サービスの提供など
 総務費……市民協働や市有財産の管理など
 農林水産業費……農林業の振興など
 衛生費……保健・医療や環境対策
 土木費……道路・橋の建設など
 教育費……教育の充実
 公債費……借入金の返済
 商工費……観光の振興・企業誘致など
 消防費……消防・防災対策
 その他……議会費、災害復旧費、予備費、労働費

滞納処分を強化

平成30年度の市税の収納率は、98・67%（現年度課税分）でした。国民健康保険税の収納率は、93・98%（現年度課税分）でした。

税の滞納は、単にその滞納額が市の財源から失われるだけではありません。滞納が発生すると、貴重な税金を、督促状の送付などの本来使わなくてよい経費に使うことになり、市民の皆さんにとって不利益になります。

そして何よりも、法律に従って自分が払うべき税金について理解し、納期内にきちんと納めている多くの人の公平性が、滞納によって損なわれることは絶対にあってはなりません。

このため市では、収入や財産がありながら市税や国民健康保険税を納付しない滞納者に対して、滞納額の大小にかかわらず、滞納処分（差押え等）を行っています。

平成30年度も預貯金・給与の差押えのほか、搜索で動産（家財等）の差押えを行いました。差し押さえた動産等は公売を行い、公売で得た売却代金を滞納税へ充てています。

今年度も県・小林市・高原町・えびの市で相互併任協定を結び、合同で滞

納処分に取り組みます。7月6日には合同で「にしもろ公売会」を実施しま



7月6日に行われたにしもろ公売会の様子

した。11月にも実施する予定です。

差押えに令状は不要

税を滞納した場合、市は法律に従って納期限後20日以内に督促状を発送します。それでもなお、その税が納付されない場合には、財産を差し押さえなければいけません。

市では、財産（預貯金、生命保険、不動産、給与、売掛金、動産など）の調査や差押えを行っています。場合によっては、この調査は勤務先や取引先に及ぶこともあります。財産の調査や搜索などは、法律の規

定に基づいて行われるため、裁判所の令状は必要ありません。

滞納には延滞金

税を納期限までに納めなかった場合は、本税のほかに延滞金が発生します。延滞金は、納期限までに納めた人との公平を図るため、必ず納める必要があります。延滞金の割合は、銀行などの預金金利よりはるかに高い率です。

2019年の延滞金の率は、納期限の翌日から1カ月を経過するまでは、1日当たり2・6%、経過した後は8・9%です。

◎滞納処分の流れ

納税通知書発送

納税通知書と納付書（口座振替の場合は納税通知書のみ）を発送します。



督促状発送

納期限経過後に「督促状」を送付します。



財産調査

勤務先・金融機関・生命保険会社・取引先などへ調査を行います。また、自宅等へ財産調査のため、強制的に搜索を行います。



差押え

財産（預貯金・生命保険・不動産・給与・売掛金・動産など）を差し押さえます。



換価・配当

差し押さえた財産を公売などで売却して得た代金や、差し押さえた預貯金・給与を税金に充てます。

滞納をなくす取り組み

市税等の納め忘れを防ぐため、市は口座振替を推進しています。口座振替は指定金融機関・郵便局で登録することができ、一度登録すると自動で引き落としができるため、納め忘れの防止になります。

住民税については、事業主が毎月の給与を従業員に支払う際に、給与から天引きし、まとめて納入する特別徴収を推進しています。現在、市内のほとんどの事業所が特別徴収をしています。

また、租税についての正しい知識・理解を得るために、小・中学校や高等学校で租税教室を実施しています。租税教室では、税に関するDVDを鑑賞するなど、税の仕組みについての学習



租税教室を行っています

などを行っています。

納税に困ったら相談を

病気や失業、事業の廃止など、やむ

納税・滞納処分Q&A

—こんな話をよく聞きます—

Q 借金があるから税金が払えない。

A 借金は個人がつくるものです。法律によって、税金はすべての債務（借金含む）に優先すると定められています。そのため、個人債務よりも税金が優先されます。

Q 分割納付をしているのに差し押さえられた。どうしてか。

A 分割納付をしているから差し押さえられないということはありません。新たに財産を発見した場合や約束を守られていない場合は差押えを行います。

Q 銀行口座を調べられ、勝手に口座からお金がおろされた。個人情報保護法違反だ。

A 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限を行使して調査された機関は答えなければなりません。

Q 納期限日を過ぎて納付したため、延滞金が加算された。延滞金は納付しなければならぬのか。

A 税金は、納期限内納付が原則です。納期限内に納付している人との公平性を保つため、延滞金を納付してもらいます。なお、延滞金を納付しない場合も滞納処分（財産差押え）の対象となります。

を得ない理由で一時的に税金を納期限内に納めることが困難な場合は、必ず納期限内に市税務課収納対策室、または市健康保険課課徴収係までご連絡ください。生活状況の聞き取りを含め、完納に向けた納付計画についての相談を実施しています。ただし、申し出が事実と異なることが判明した場合や、納付計画が守られないなどの場合は滞納処分を行います。

納期限までに納めることができない事情がある場合は、絶対にそのまま放置せず、まずは相談をしてください。

■納付書等の元号の取り扱いについて
市税務課から発送する納付書等の日付は、従来から原則として和暦を使用しています。4月30日までに発送した納付書等には「平成」を使用していま

したが、5月1日以降のものについては、原則として「令和」を使用します。ただし、事務処理の関係で、5月1日以降の日付の納付書等であっても、新元号の記載が間に合わずに「平成」と表記されているものもあります。元号が改まった後の「平成」と表記されている納付書等については、法律上の効果が変わることはありません。有効なものとして取り扱います。

なお、改めた納付書等の発行や発送は原則として行いませんので、納付書等で「平成」と表記される部分は、新元号に読み替えてください。

■市税務課収納対策室
☎35・3737(直通)
■市健康保険課 賦課徴収係
☎35・3743(直通)

産業団地事業の実施に向けて

市では、5月15日から16日に行われた議会臨時会で、産業団地事業に係る土地取得予算および工事関係予算が議決され、事業の実施が決定しました。今回は、工事計画等について紹介します。



上から見た計画地周辺

産業団地実施設計を実施

市では、産業団地を造成するため、平成30年度に約1年かけて実施設計業務を実施しました。実施設計業務では、土地利用設計、整地設計、排水設計、道路設計、調整池設計など、造成工事に必要な設計図書の作成に加え、測量地質調査なども併せて実施しました。

また、設計図書に基づき、工事費や土地取得費を含む概算事業費、工期、工程、財政試算等を明らかにしました。

用地買収と造成工事の実施

今回、議会で予算の議決を受け、用地取得のため土地所有者の皆さんに対し契約の相談を行い、土地売買仮契約および建物等除去のための補償契約の締結手続きに着手しました。それと同時に、工事の早期実施に向けて工事の施工方法（工事区割等）の検討を行い、

工事を施工することとしました。

【用地買収】

5月21日地権者の皆さんに対し全体説明会を開催しました。約14・8haの面積について土地売買仮契約等の手続きを個別にお願いし、地権者の皆さんの理解と協力によって手続きを終えることができました。そして、6月定例会では、財産（土地）取得の議案を提案し、議決を受けました。

現在申請中の農地法や開発行為の許可後、土地の権利を市が正式に取得することになります。また、用地買収に伴う建物等除去に係る補償契約も併せて手続きを終えています。

【造成工事の実施】

特定建設工事共同企業体（J・V）による施工
約17・3haもの広大な土地（農地、宅地等）を開発することになることや、地元業者の受注機会確保の観点から、

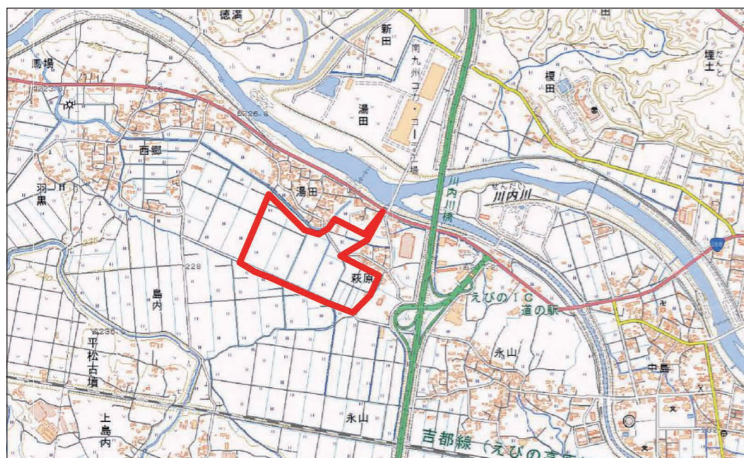
【産業団地概要】

【開発面積】 約17.3ha

その内、企業用地面積が11.37ha（11区画）

【総事業費】 約17億5500万円

【財政負担額】 約3億8700万円（一定の条件下での試算）



産業団地の位置図（出典：国土地理院）



産業団地の平面図

5つの工区に分けて工事を施工します。また、5つの工区のうち4つの工区では、市内建設業者同士が組むことで工事を実施する方法（J・Vによる施工）により工事を実施します。

造成工事請負総額は、2か年で約9億5300万円です。

【盛土材の確保】

必要となる土量は、約21万7000m³を見込んでいます。この土量については、国土交通省が今年度以降実施する河川掘削工事による公共用残土を提

供してもらおうめどが立ち、ほぼ全量をまかなえる見込みです。これにより多額の経費削減が図られます。造成工事にあたっては、土砂の搬入等、国土交通省との連携を図りながら実施します。

【工事中の安全確保】

工事期間中は、産業団地計画地付近や土砂運搬経路に当たる道路では大型車両が往來します。要所に誘導員を配置して大型車の通行を誘導し、子どもや地域住民の皆さんの安全確保を図ります。また、一般車両の通行への影響

を少なくするとともに、騒音対策や防じん対策も行います。

【工期と工事内容】

工事が始まると、造成用の土砂の搬入が始まります。土砂の搬入は、8月からを予定しています。また、造成工事が終わるのは、令和2年度末を予定しています。

令和元年度は、工事区域内に現存する住宅や樹木等の除去を行い、国土交通省の河川掘削工事で発生する公共用残土を産業団地計画地内へ搬入します。

【企業立地の早期実現に向けて】

産業団地事業は、団地を造成することが最終の目的ではありません。産業団地に企業を立地（誘致）し、働く場の確保を図ることで、人口減少の抑制や本市経済の活性化に大きく寄与する事業です。

現在、企業立地協定を締結するなど、の形で立地を確約した企業はありますが、強い関心を寄せている企業が複数あります。今回の事業実施の決定で、より具体的な交渉が進んでいくことは、早期の立地操業に向けて大きな進歩です。企業の立地操業の早期実現に向けて、全庁一丸となって立地活動に全力で取り組んでいきますので、市民の皆さんも企業の進出の意向や事業推進に対するアイデア・助言等、積極的に情報提供のご協力をお願いします。

工事期間中は、産業団地計画地付近大型車両の通行経路沿いの皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

産業団地造成工事に関して、ご意見・お問い合わせ等がありましたら、市企業立地課までご連絡ください。

市企業立地課
☎ 35・3727（課直通）

<令和元年度事業予算について>

総事業費は、約17億5500万円を見込んでいます。今年度で約9億円を借り入れ、事業を実施します。今年度は、土地取得や工事等の予算を計上しました。

○令和元年度予算（5月補正予算を含む）

産業団地整備事業費 合計：9億1985万1000円

（主な費用）土地購入費：4億5720万3000円
工事請負費：4億747万1000円
補償金：3491万5000円
公債費（償還金）：731万円

【財源】

借入金：9億740万円
県補助金：400万円
一般会計繰出金：845万1000円

福祉

プレミアム付商品券を販売します

市福祉事務所 福祉係（非課税者分） ☎35-1115（直通） 市福祉事務所 子育て支援係（子育て世帯分） ☎35-3738（直通）

市では、住民税非課税者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行・販売を実施します。これは、10月1日に予定されている消費税および地方消費税の引き上げに伴う住民税非課税者と子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域での消費の喚起と下支えをするために行うものです。事業の対象者等は下表のとおりです。

また、特殊詐欺や個人情報などの詐欺にご注意ください。

○市や内閣府などが手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

○市や内閣府などがATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

○現時点で、市や内閣府などが住民の皆さんの世帯構成などの個人情報照会することは絶対にありません。

自宅や職場などに市や内閣府の職員などがかかった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず市や最寄りの警察署（えびの警察署 ☎33-0110）、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

◆プレミアム付商品券販売概要

	①住民税非課税者分	②子育て世帯分
対象者 ※①と②どちらの要件にも当てはまる人は、両方の商品券を購入できます。	次のすべてを満たす人 ・1月1日時点で市に住民登録されている人 ・令和元年度分の住民税（均等割）が課税されていない人 ・令和元年度分の住民税が課税されている人に扶養されていない人 ・生活保護を受けてない人	平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯主の人
申請	必要 ※申請期限：11月29日（金）	不要
販売期間	10月1日（火）～令和2年1月10日（金）	
使用期間	10月1日（火）～令和2年1月31日（金）	
販売単位	1冊5,000円（500円×10枚つづり）	
販売額	1冊当たり4,000円（プレミアム率25%）	
販売限度数	1人当たり5冊	対象の子の数×5冊
購入手続き	1. 購入対象者と想定される人に申請書を郵送（8月上旬を予定） 2. 購入を希望する場合、届いた書類を使用して申請 3. 審査後、購入要件に該当する購入対象者に商品券を購入するための引換券を郵送（9月下旬を予定） ※申請に不備がある場合は、市が指定する期日までに修正した申請書を提出してください。購入対象者であっても商品券が購入できなくなる可能性があります。	1. 購入対象者に商品券を購入するための引換券を郵送（9月下旬を予定） 2. 引換期間中に販売場所で引換券を提示し購入 ※購入引換券に子の名前は表示されません。子の数と購入引換券の数が同じかどうか確認してください。
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・1冊単位で何回かに分けて購入することができます。 ・商品券購入の際は本人確認を行います。身分証を持参してください。 ・購入引換券の再発行はできません。 	

教育

新しい教育長就任

市学校教育課 総務係 ☎35-3721（課直通）

7月4日、えびの市第18代教育長に、永山新一さんが就任しました。3期11年にわたり教育長を務めた、萩原和範さんの後任として就任されたものです。任期は令和元年7月4日から令和4年7月3日までの3年間です。

永山さんは、昭和41年9月15日生まれの52歳。市末永の出身です。これまで、新富町立新田中の教頭や中部教育事務所主幹、県教育委員会人権同和教育課主幹などを歴任してきました。

教育長の就任にあたり、永山さんは「子どもだけでなく大人も一人一人が可能性や良さを発揮でき、キラリと輝くような教育を進めていきたいと思っています。そのためにも、えびのという地域力を生かした教育、そして、地域に根差した教育を中心に据え、これまで先人が培ってきた礎を大切にしながら、『発展的に継承する』というスタンスでまい進していきます。皆さんのご協力をよろしくお願います」と話していました。



新しい教育長に就任した永山新一さん

また、7月3日で教育長を退任した萩原和範さんは「創造性豊かで意欲ある人づくりのために学力向上と地域に貢献する人材を育成することをねらった幼・保・小・中・高一貫教育の充実を図ってきました。地域の皆さんや保護者・関係者の多大なる支援・協力に感謝しています。また、生涯学習推進のまちづくりのために各団体の皆さんにはご尽力いただき、ありがとうございました。今後子どもたちの幸せとえびの市の発展に寄与していきたいと思っています」と話していました。

協働

自治会加入で安全・安心な暮らしを

市民協働課 市民協働係 ☎35-1118（直通）

8月は、自治会加入強化月間です。加入強化月間は、自治会への加入を自治会と行政が一緒になって推進するために定められたものです。この期間中、チラシ配布のぼり旗を立てるなど自治会加入を促進します。

少子高齢化が進む中、一人暮らしの高齢者の増加や核家族化の進展などにより、個人や家族だけでは解決できない問題がますます増えています。もし、災害が今この場所を起こしたら、あなたはどうしますか？地震や水害など、大きな災害にあつたとき、人は一人では対応できません。地域の皆さんが安全・安心に暮らすためには、日頃から一人一人が地域に関心を持ち、住民同士がつながりを持つことが大切です。地域での情報共有や世代を超えた交流イベント、訓練など、自治会の果たす役割は今後ますます重要になっています。



そのような中、自治会では、地域に住む一人一人が自分たちの地域のことを考え、自分たちの住む地域をより快適に住みよい環境にするために、お互いに協力し合い、安全・安心なまちづくりを目指して、防災・防犯、環境美化、住民間の親睦・交流など市民生活に密着したさまざまな活動を行っています。

自治会に加入して親睦や交流を深め、地域の共通の課題に協力して取り組み、より良い地域づくりを進めましょう。自治会に入りたという人は、居住する地区の自治会長に連絡してください。自治会長の連絡先などがわからないときは市民協働課までご連絡ください。

起業 起業家育成セミナー

市学校教育課 教育係 ☎35-3721 (課直通) 市観光工商課 商工係 ☎35-3728 (直通)



村岡氏の話に熱心に聞く参加者

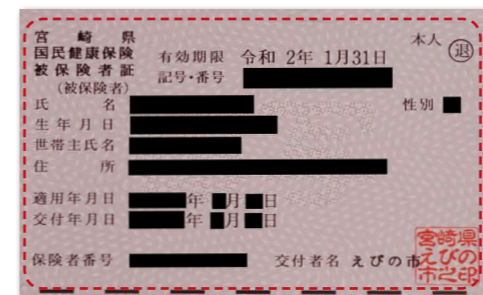
6月22日、県立飯野高等学校で、第1回起業家育成セミナーが開催されました。このセミナーは、市の起業家育成プログラム運営委託事業を受託したえびの市起業支援センターが行うもので、今年度は9回実施されます。

課題解決とビジネスの関係を学び、えびの市の資源を生かした起業のための具体的な手法等をイメージできるような講座を行います。第1回目の講師は、MUKASA・HUBの代表村岡浩司氏で「世界につながる地元創生起業論」という演題で講話を行いました。飯野高校生や市民など約50人が参加しました。

健康 国民健康保険(国保)の保険証が新しくなります

市健康保険課 医療保険係 ☎35-3742 (直通)

8月1日から国民健康保険(国保)の保険証が変わります。加入者には、7月下旬に郵送します。現在の保険証(黄色)は、7月31日で有効期限が切れて使用できなくなります。8月1日からは新しい保険証を使用してください。新しい保険証は薄いえんじ色です。有効期限は、令和2年7月31日までです。※学生用保険証を持つている人は除きます。届いた保険証の住所・氏名・生年月日等に誤りがある場合は、市健康保険課にご連絡ください。国保加入者が社会保険等に加入した場合(被扶養者も含む)は、国保の喪失手続きが必要です。【手続きに必要なもの】・国保の保険証・職場から交付された保険証・世帯主および社会保険等に加入した人のマイナンバーが分かるもの・手続きに来る人の印鑑と身分証明書



①新しい保険証は7月下旬に封書で届きます。

②ミシン目に沿って、ゆっくりはがしてください。



人権 外国人の人権について考えてみませんか

市総務課 人権啓発室 ☎35-3711 (課直通)

人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が生まれながらに持っている権利です。近年、国際化の進展に伴い、外国人の観光客や労働者が急激に増えて、日常生活で外国人と接する機会が増えてきたと感じている人も多いと思います。市内には、229人の外国人が住んでいます(平成29年12月末法務省「在留外国人統計」)。また、平成27年の国勢調査によると、外国人の人口に占める割合が県内で最も高いのがえびの市となっています。平成29年12月に実施した人権に関する市民意識調査によると、「外国人・外国籍市民に関すること」で、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか」という問いに対して、「言葉、生活習慣、文化などの違いから、地域社会の受け入れが十分でない」と答えた人が36・7%と、最も高い結果となっています。また、今後は、2020

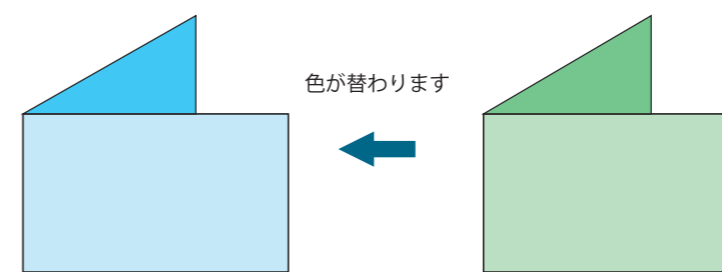
市では、毎月1回特設人権行政相談所を開設しています。また、えびの市女性相談所も開設しています。あなたの悩みの解決のために最善の方法を一緒に考えます。

- 相談窓口
【特設人権行政相談所】
【相談日時】毎月第1水曜 午前10時～午後3時
【場所】市役所2階2-1会議室
【えびの市女性相談所】
【相談日時】毎週月曜～金曜 午前9時～午後4時 ※祝日を除く
【場所】市役所内(電話相談・面接による相談)
【専用電話】35-0152 【フリーダイヤル】0120-123-693

年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催や社会情勢の変化に伴い、外国人と接する機会が増えます。外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重するとともに、お互いの人権に配慮した行動をとるように、一緒に考えていきましょう。

健康 後期高齢者医療の保険証が切り替わります

市健康保険課 医療保険係 ☎35-3742 (直通)



8月1日から後期高齢者医療の保険証が切り替わります。7月下旬までに本人宛てに届きます。新しい保険証は水色です。有効期限は、令和2年7月31日までです。保険証が届いたら、住所・氏名・生年月日を確認してください。病气やけがで継続して診

記載内容
後期高齢者医療被保険者証
有効期限 令和2年7月31日
被保険者番号 〇〇〇〇〇〇
住 所 宮崎県えびの市〇〇
氏 名 広域 連合子 性別 〇
生年月日 昭和〇年〇月〇日 資格取得年月日 平成〇年〇月〇日
発行期日 平成〇年〇月〇日 交付年月日 令和〇年〇月〇日
一部負担金の割合 〇割
保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名 宮崎県後期高齢者医療広域連合
医師・薬剤師の皆様へ
ジェネリック医薬品を希望します
※ジェネリック医薬品とは新薬(先発医薬品)と同じ有効成分を使っており、品質、効き目、安全性が同等で低価格なお薬です。

療機関で診療を受ける人は、毎月はじめに保険証を必ず提示しましょう。ジェネリック医薬品を希望しない人は、保険証中央の折り目部分をはさみ等で切り取って使用してください。保険証は、失くさないよう大切に保管してください。

6/23

演劇公演「赤桃」



来場者をつくりあげた公演

市文化センター大研修室で演劇公演「赤桃」が行われました。この公演は、来場者が壁に紙を貼ったり、絵本を積み上げたりして、そのときだけの空間を出演者と一緒につくりあげます。公演には、約70人が来場しました。飯野小学校の柘山遼太くん(4年)は「オオカミに食べられるシーンで、頭の上から幕が覆いかぶさってきて、本当にお腹の中に入っていました。楽しかったです」と話していました。

6/15

歯と健康 みんなの集い



歯の健康を保つために

市保健センターで「歯と健康 みんなの集い」が行われました。これは、小林えびの西諸歯科医師会が行ったものです。集いでは、歯みがき指導、フッ素塗布、歯科検診、鹿児島大学病院口腔外科医師による口腔がん検診、真幸小学校児童による寸劇「ハミガキレンジャー」などが行われました。集いには、市内外から多くの家族が訪れていました。

6/11

北きりしま田舎物語田植え交流会



修学旅行で田植え体験

水辺の楽校東側のほ場で、兵庫県稲美町立稲美北中学校の3年生の生徒と北きりしま田舎物語の農家の皆さんが田植え交流会を行いました。これは、修学旅行の行程の中に北きりしま田舎物語の農家体験が組み込まれているもので、田植え交流会は今回初めて行われました。修学旅行実行委員長の村崎ひな子さんは、「宮崎に来たのは初めてで、田植えも初めてでした。田植えが楽しくなりました」と話していました。

6/25

日本語交流会



留学生の日本語会話向上を

市国際交流センターでは、日章学園九州国際高等学校の留学生の日本語会話力向上のために「日本語交流会」を毎週火曜日と木曜日に開催しています。交流会では、日本語ボランティアの9人と留学生がグループを作り、自己紹介、えびのや中国長春のことなどさまざまなことについて、日本語を中心に会話をしていました。

6/21

地域特産品開発プロジェクト学習



特産品への理解を深める

飯野高校前の水田で田植えが行われました。これは、飯野高校の地域特産品開発プロジェクト学習の一環で行われたものです。飯野高校生活文化科1年生26人、飯野小学校5年生53人が参加し、JAえびの市青年部と女性部の指導のもと行われました。同小の柚木恵輔くんは、「苗を少しずつっていくのが難しかったです。田植えは大変だったけど楽しかったです」と話していました。

6/13

牛乳を贈ろうキャンペーン



父の日に牛乳(ちち)を

えびの市酪農青年女性部の代表3人が牛乳消費拡大のPRのために、市長を訪問しました。宮崎県酪農青年女性連絡協議会では、「6月第3日曜日の父の日に、牛乳を贈ろうキャンペーン」を行っています。同部は、牛乳の消費拡大を願い、市長に牛乳を贈りました。北別府翔平部長は「おいしい牛乳を飲んで、酪農振興のために頑張ってもらいたいです」と話していました。

6/12

公営塾成銘館開講式



仲間と一緒に頑張る

県立飯野高等学校で、公営塾成銘館の1年生の開講式が行われました。同塾は、飯野高校生が大学などへの進学、企業への就職希望を実現するために、外部講師などによる英語、数学の課外授業を行っており、市が支援しているものです。同式には、生徒27人が出席し、受講生を代表して西田有李さんが「仲間と切磋琢磨しながら頑張ります」と抱負を述べました。



真幸小学校
歯みがき
レンジャー

7/4 社会を明るくする運動



犯罪のない明るい社会を

えびの地区保護司会の7人が市長を訪問し、会長の岩尾昭文さんが内閣総理大臣の「社会を明るくする運動」のメッセージを代読しました。

社会を明るくする運動は、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で69回目となります。

7月11日には、市内各地で社会を明るくする運動の啓発活動が行われました。

6/27 ブーゲンビリア贈呈式



観光客へのおもてなしに

市役所本庁でブーゲンビリア贈呈式が行われました。これは、宮崎空港ビル株式会社と宮崎県が、県内市町村に空港の愛称に選定されたブーゲンビリアを広めようとしている「目指せ2020年!宮崎発、みやざきブーゲンビリア植栽プロジェクト」の一環で行われたものです。

今回贈呈されたブーゲンビリアは、市役所正面玄関に飾られるほか、市内各公共施設等に配布されています。



いつまでも自分の歯で生活できるように

「歯の健康を保つことの大切さを伝えるためにはどうしたらいいか、歯みがきレンジャーの劇の内容はみんなで話し合って作ります」と話すのは、真幸小学校保健給食委員会の児童の皆さんです。同委員会は小学5年生から6年生の14人で構成されています。歯みがきレンジャーは2016年に発足し、学校内では歯みがき指導、校区内ではこども園などで劇を披露するなどしています。

同委員会は、その活動が評価され、平成30年11月に「健やか親子21・8020の里賞(ロツテ賞)」「優秀賞を受賞しました。昨年も同委員会で活動していた現在の委員長加治佐和音さん(6年)は「歯みがきレンジャーの活動をしていてよかったです」と振り返ります。

歯みがきレンジャーは、歯みがきの基本となる「歯ブラシの毛先をチエックする」「歯ブラシを細かく動かす」「鏡を見ながら歯みがきをする」「1日3回、食後に歯みがきをする」や、むし歯予防として「歯にくっつくおかしはなるべく食べない」「歯が痛い時は、早く歯医者に行く」ということを劇の中で伝えていきます。

「歯みがきレンジャーの活動で歯の大切さを知りました。歯みがき指導で役立っています。みんなが年を取っても自分の歯で生活できるように、歯の健康を保つ大切さを伝えたいです」14人の目はキラキラと輝いていました。

~8/17 ご当地グルメコンテスト2019inまつり宮崎



えびの産の食材で優勝を狙う

8月17日に宮崎市のMR Tm i c cで「アサヒビールプレゼンツご当地グルメコンテスト2019 inまつり宮崎」が開催されます。

今回は、飯野高校生活文化科の3年生とS A P (若手農業者団体) が考案した「飯野高校X S A P」青春S A Pライス霧峰牛を添えて」を出店します。

「えびの産ひのひかり」に色とりどりの野菜や肉を盛り付け、えびの産の食材をP Rします。応援をよろしくお願いします。

おすすめの1冊



グレイヘアと生きる
近藤サト / 著
(SBクリエイティブ)



大根はエライ
久住昌之 / 文・絵
(福音館書店)

◎ブックランド号

	8月	時間
市立病院→さくら苑 ※	14日(水)	14:05~15:15
ブラッセだいわ→真幸地区体育館→老人福祉センター	1日(木)、15日(木)、29日(木)	14:05~16:30
飯野地区コミュニティセンター	2日(金)、16日(金)、30日(金)	14:05~14:30
飯野駅前地区体育館→飯野出張所	7日(水)、21日(水)	14:05~15:15
藤橋団地→大平職員宿舎→自衛隊官舎	9日(金)、23日(金)	14:50~16:30

※ 28日(水)のみ岡元小学校→市立病院→さくら苑(13:15~)

◎お知らせ

■文化の杜の夏まつり

- 開催日=8月17日(土)
- 時間=午前10時~午後7時
- 場所=文化の杜
- 内容
 - ・南極クラス(南極観測隊参加経験者による楽しい体験談)
 - ・映画「トイレの花子さん」
 - ・ソーラーカー作成講座
 - ・九州電力コーナー
 - ・おもちゃ展
 - ・おもちゃ病院
 - ・ストラックアウト
 - ・文化センターホールの探検
 - ・とろ〜り触感スライムをつくらう!
 - ・段ボールで財布を作ろう
 - ・大人のためのおはなし会
 - ・スタンプラリー(ヨーヨーのプレゼントがあるよ!)
 - ・ブックランド号&子ども広場
 - ・キッズルーム
 - ・物販コーナー(かき氷ほか)

えびの市民図書館

☎35-0242 <http://ebino-city-lib.jp/>

- 開館時間 ■ 火曜日~土曜日 / 午前9時~午後7時
日曜日・祝日 / 午前9時~午後5時
- 休館日 ■ 毎週月曜日(祝日法に定める休日と重なった場合はその翌日)

立石林業株式会社 飯野出張所



住宅用材をひいている所



小さい製品をひいている所

会社概要

立石林業株式会社飯野出張所は、昭和34年に創立され、「木を育て 水を守り 人を育み 未来につなぐ」をスローガンに苗木の生産・植林、製材、製品販売を行っています。本社は東京にあり、えびの市の他に秋田県に2つの出張所があります。

丸太は、柱や壁板などの木材製品に加工し、建築業者や木材市場に販売しています。苗木の生産から、製品に加工し販売するまでを自社内で行っています。自社内で一連の工程ができる環境を整えているため、品質が安定し、販売先からも高い評価をもらっています。

製材機械や林業機械を扱うので、安全第一を徹底しています。従業員には、働きながら資格がとれるように講習の費用を補助したり、条件によって住居手当等の給付をしたりしています。

引き続き安定したものを供給できるよう、自社内での生産・加工に取り組んでいきます。

【事業所概要】

所在地	えびの市大字原田 1403番地188
事業内容	苗木の生産、植林、 下刈等手入れ、間伐 (皆伐)、製材、丸太・ 製品販売
創立	昭和34年
従業員	35人(えびの出身者: 26人)
電話番号	33-0144

働く人の声



田中絵梨加さん

力仕事をしてみたいという思いがあり、女性大歓迎という求人を見て決めました。現在は、製材の仕上げを担当しています。作った製品を積んでまとめて持ていきますが、目に見えて成果がわかるのでやりがいを感じます。これからは、もっと製品を覚えたり、他の作業も自分でできるように頑張りたいです。

市では、市内の事業所情報を市民に提供し地元企業の認知度を高め、市内事業所への就業先選択の拡大を図るために、平成28年度から掲載を希望する事業所の募集を行い、広報えびので紹介しています。今年度も5社程度の紹介を予定しています。詳しくは市観光商工課商工係までお問い合わせください。☎335-3728

心の一首一句

あなたもつくってみませんか。

庭の花壇に 桔梗のかたまりが
青紫色の花 一杯咲かせている
例年になく 早い開花だ
梅雨に入っても降らず 風情がない
生物時計が リズム乱されたのか
きょうは夏至 野菜畑に出ると
梅雨どきの香り 育んでいた
しゃれたちぢみ模様の キュウリ
ツルムラサキの薄紅色をまじえた白い花
インゲンマメの ひかえめな白心花
ナスは うす紫の花びらと黄の蕊が緑葉に
紫紺色の実鮮やかに揺らせる
ピーマンの花はうっむいて 白い星型の
地味な花 凛とした趣を蓄えて
つやある香りの果実 恵与える
立つまま黙想し 深く長い呼吸をする
いついかなる時でもこれくらいゆとり
身につけたい 己にいいきかせた

田中虎夫

ゆとり

詩

その蛇の衣きぬくださいと下校の子

それはウオーキングの帰途、榎田橋の堤防での出来ごとでした。いま脱皮したばかりの生々しい完全な形での蛇の脱け殻を見つけてきました。立ちすくんでいると学校帰りの女の子が二人やってきて「それをください。お守りにします。」「どうぞ。」と言ったとさっと拾い上げひらひらさせながら帰って行きました。爽やかな幕切れでした。
(自註)

川原伊津子

俳句

遅たぐましき歩道の透き間あら草は
物音聞きつ忽ち伸びる

短歌

東の空に朝日が昇る児童の登校見守に元気な笑顔に会える喜び、目的地までの歩道の透き間のあら草は季節季節自然に生えて強く逞しく自然に伸び育ち上江っ子もあら草のように強く逞しく育ってほしいです。(自註)

山本ハヤ子

家庭教育学級通信

令和元年度の加久藤小学校家庭教育学級は、23人の学級生でスタートしました。

今年度も「ゆったり子育て」のヒントになるような子育て講座や親子で参加できる体験活動を計画しています。また、その活動の半数は、加久藤中学校家庭教育学級生と合同で行い、中学校の保護者との交流の場にもなっています。

6月12日は、小中学校合同で開級式を行いました。開級式の後には「アンガーマネジメント～あなたの怒りスイッチコントロ

ールしてみませんか～」と題して日本アンガーマネジメント協会の山元英之氏を招いて子育て講座を開催しました。参加者は、「自分の中の基準『〇〇(すべき)』を相手に求めない」「怒りスイッチが入ったら6秒待つ」など、多くのことを学ぶ時間となったようです。

仕事・家庭・子育てに日々奮闘している保護者の皆さんに「今日も行けるかも」「行ってみようかな」と思ってもらい、ふらっと参加できる楽しい家庭教育学級にしたいと思います。



6月に子育て講座を行いました



加久藤小学校家庭教育学級長

大河平 茜さん

詐欺被害防止コールセンター



警察から委託を受けたコールセンターの女性オペレーターから、皆さんに電話をかけ、うそ電話詐欺被害防止のための注意喚起およびアドバイスを行います。かかってくる電話の番号は「0120-110-304」です。期間は、7月1日から令和2年8月31日までです。

オペレーターが、個人情報や口座番号、暗証番号などを聞き出したり、現金を要求することはありません。次の点を気をつけてください。

- ・電話番号に間違いはないか
- ・うそ電話詐欺の注意喚起の内容であるか
- ・「宮崎県警察うそ電話詐欺被害防止コールセンターの〇〇です」と名乗っているか
- ・オペレーターは女性であるか

6月の交通事故発生状況	人身	4件	本年累計	14件
	物件	26件	本年累計	167件

水遊びは安全に



気温も上がり、水遊びをする機会が多くなります。水の危険を知らないまま遊泳し、毎年水難事故が起きています。遊泳する際には、次のことに注意してください。

- 「遊泳禁止の場所ではないか確認」・「増水などの危険はないか（前日から当日の天候の確認など）」・「自分の体調は万全か（体調不良、飲酒、睡眠不足など）」・「周りに監視はいるか（子どもだけで遊ぶ、少人数の遊泳、飛び込み等の危険行為など）」・「溺れた時の準備はあるか（空のペットボトル、ロープ、通報手段など）」・「危険箇所はないか（水流が速い場所、急に深くなる場所、人から見えにくい場所など）」
- 以上を心掛け、安全で楽しい時間を過ごしましょう。

6月の活動状況 【えびの消防署管内】	火災	0件	年計	6件
	救急	63件	年計	442件

生涯スポーツ



熱中症から体を守りましょう

熱中症は、夏の強い日差しの下で激しい運動や作業をする時だけでなく、体が暑さに慣れていない梅雨明けの時期にも起こります。また、屋外だけでなく、高温多湿の室内でも発症します。宮崎県内では、平成30年の5月から9月の間に921人が熱中症で救急搬送されました。このうち未成年者と高齢者の搬送者が全体の6割以上を占めています。また、消防庁によると、3人に1人は入院が必要と

されています。スポーツ時の熱中症は、10代で多くみられます。これは、発汗・血圧機能調節が未発達なため、熱中症になる危険性が大きいとされているからです。熱中症死亡事故件数を見ると、部活動では野球が突出しており、部活動以外では登山中に多く発生しています。スポーツ時の熱中症発生の要因には「環境」「体の状態」「運動」があり、一つでもバランスが崩れる

と熱中症を発症してしまいます。暑い中ではトレーニングの効果が上がらず、体力も消耗します。熱中症事故防止とともに、効果的なトレーニングという観点でも、水分補給や運動スケジュールを考えましょう。また、一人一人の体調の把握と、気温に合わせた運動強度など、監督者には適切な指導と管理が求められます。日常に潜む危険や救急処置など正しい知識を身に付けて、暑い季節も安全に過ごしましょう。

文：市社会教育課 市民体育係

くらしのメモ



架空請求が横行しています

「身に覚えがない消費料金の訴訟最終通告というハガキが届いた」という架空請求の相談事例が増えています。封書が届いたという事例も増えています。また、請求ハガキ等が届いた人の中には、自分が利用したかもしれないと思い、記載されている電話番号に連絡してしまった事例もあります。正式な裁判手続きでは、訴状は「特別送達」と記載された裁判所の名前入りの封書が届きます。郵

便配達員が直接手渡すことが原則となっており、郵便受けに投げ込まれることはありません。請求ハガキ等には「自宅へ出向く」「勤務先を調査」「執行官の立ち会いのもと、給与・動産・不動産の差押え」「強制執行」「信用情報機関に登録」など不安をあおるような脅し文句が書いてある場合があります。このような架空請求のハガキ等に書いてある電話番号には連絡しないようにしましょう。

ハガキ等に書かれている電話番号に実際に連絡すると、訴訟の取り下げのためと称して弁護士と名乗る人物を紹介され、訴訟取り下げ費用等と称して料金を請求されます。支払ってしまうと取り戻すことは困難です。まずは相手に連絡をせず、消費生活相談窓口にご相談しましょう。消費者ホットライン ☎ 188（局番なし）市消費者相談窓口（火曜日のみ） ☎ 35・3731

文：市民環境課 生活環境係

いきいき! 健康



スマートフォンは子どもの目に悪い

乳幼児の体と心は「眠ること」「自分のからだを使って遊ぶこと」「食べること」「愛されること」などに育まれていきます。しかし、乳幼児がスマートフォンやタブレット端末などを長時間使用すると、視力の発達や眼の質などに悪影響を及ぼします。生後1カ月ごろの赤ちゃんの視力は、0.01ほどです。視力は「遠くのものを見る」「奥行きを判断する」「動くものを追う」ことをす

る中で、脳と連動しながら、小学校入学までに大人の視力に発達していきます。歩き始める1歳以降に、外遊びなど自らが動くことで、眼球運動や目の調節機能が発達します。しかし、近くで狭い画面のスマートフォンなどを見続けると、動いているものを見たり、ピントを合わせて見たりする目の機能の発達が阻害される恐れがあります。また、スマートフォンなどの画面から出るブルーライトも問題で

す。ブルーライトは、昼間の太陽光に含まれている光です。目を通して脳内の体内時計に作用し、脳に昼であることを認識させています。そのため、夜にブルーライトの光を浴びるとぐっすり眠れなくなります。視力だけでなく、質の良い睡眠をとり、朝から元気に活動する脳を育てるためにも、乳幼児期のスマートフォンやゲーム機の使用は控えましょう。

文：市健康保険課 鞍津輪保健師

市長等政治倫理審査会審査報告書の要旨を公表します

えびの市長等政治倫理審査会は、6月21日にえびの市長とその配偶者の資産等報告書などの審査を行いました。審査報告書が市長宛てに提出されたため、要旨を次のとおり公表します。審査報告書と資産等報告書などは市総務課で閲覧できます。

【審査報告書の要旨】

[審査の対象] 条例に基づき市長が作成した市長とその配偶者に係る次の報告書

- 1.資産等補充報告書
- 2.所得等報告書
- 3.関連会社等報告書

[審査結果] 各報告書について、証明書類に基づき確認、審査した結果、疑義なく適正に報告されているものと認められる。

☎市総務課 人事係

☎35-3711(課直通)

戦没者追悼と平和を願いサイレンを吹鳴します

広島原爆投下の8月6日午前8時15分と、長崎原爆投下の8月9日午前11時2分、終戦の日の8月15日正午に、戦没者追悼と平和を願い、サイレンを吹鳴します。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

☎市福祉事務所 福祉係

☎35-1115 (直通)

美化センターの日曜日の稼働日の一部変更します

市内では、毎年8月の第1日曜日に地域美化の目的で草刈り・片付け等を行う地区が多くあります。そのため、8月だけ美化センター日曜日の稼働日を変更します。

【8月の日曜日の稼働日】

[変更前] 18日(第3日曜日) [変更後] 4日(第1日曜日)

☎市美化センター

☎33-5782

参加者募集「夏休みの体験活動」

市では、以下の青少年夏休みの体験活動を開催します。

■農家民泊体験

普段食べている農産物がどのような場所で、どのように作られているかを自ら体験し、農業や食べ物の大切さを再確認します。

【開催日】8月19日(月)・20日(火)

【集合時間】午後3時

【対象】小学校4年生～6年生

【定員】10人

【参加費】560円

【民泊先】市内受入先農家

■シュノーケリング体験教室

日南市目井津港から船で大橋へ渡り、インストラクターの指導のもと、シュノーケリングを体験します。

【開催日】8月22日(木)

【集合時間】午前6時15分

【対象】小学校4年生～中学校3年生 ※7月29日実施分に申し込み済みの人は対象外です。

【定員】10人

【参加費】1000円(お弁当・飲み物は各自持参)

【場所】日南市・大島

■新幹線・特急かわせみ やませみ乗車体験

鹿児島～熊本間は「新幹線さくら」、人吉～吉松間は「特急かわせみ やませみ号」に乗車し、球磨川や人吉盆地などの大自然を車窓から体験します。

【開催日】8月23日(金)

【集合時間】午前11時45分

【対象】小学校4年生～中学校3年生

【定員】16人

【参加費】無料 ※昼食はありませんので出発前に済ませてください。

【乗車区間】鹿児島中央駅から熊本駅を経由して人吉駅まで

■共通事項

【集合場所】市文化センター

【申込開始日】7月24日(水) 午前9時～

※それぞれ定員に達し次第締め切ります。

【申込方法】市社会教育課社会教育係に電話でお申し込みください。

☎市社会教育課 社会教育係

☎35-2268(課直通)

ご参加ください「インバウンド講座」

市国際交流センターでは、外国人のおもてなしを考える「インバウンド講座」を開催します。ぜひ、ご参加ください。

【開催日】8月7日(水)

【時間】午後7時～午後8時30分

【場所】市国際交流センター

【対象】どなたでも参加できます

【講師】えびの市外国語指導助手 アヤ・サイエツト氏(エジプト出身)

【内容】エジプトのことや日本との違いなどの講話の後、質問に応じます。※講師は全て日本語で話します。

エジプトの民芸品なども見ることができます。

【申込方法】市国際交流センターに電話でお申し込みください。

☎市国際交流センター

☎35-3211

高校生の税の作文を募集します

国税庁では、高校生の皆さんから税に関する作文を募集します。

【テーマ】税の意義と役割について考えたこと

【内容】税に関するニュースや身近な税の話題について考えたことなど、自分の言葉で表現しているもの

※作文の題名は自由です。

【文字数】800字以上1200字以内

【申込期限】9月5日(木)

【申込方法】最寄りの税務署に原稿を提出してください。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認するか、最寄りの税務署にお尋ねください。

☎小林税務署

☎23-3126(自動音声案内)

※自動音声案内に従って「2」を選択してください。

自宅でも利用できます「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、国税に関する各種手続きができます。

スマートフォンなどでも、電子署名を必要としない一部の手続きなどを利用することができます。また、給与所得者(年末調整済み)で医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する人は、スマートフォン専用の画面を利用して所得税の確定申告書を作成することができるようになりました。

■e-Taxのメリット

- ・税務署へ出向くことなく、インターネットを利用して各種手続き(所得税・法人税・贈与税・消費税・酒税・印紙税などの申告、全ての国税の納税、納税証明書の交付請求および法定調書の提出などの申請・届出等)を行うことができます。

- ・申告書、申請書、添付書類などをインターネットを利用して提出できるため、ペーパーレス化につながります。

- ・所得税の確定申告において、一部の添付書類(源泉徴収票など)は内容を入力して送信することで、提示または提出を省略することができます。

- ・書面で提出した場合より、還付金が早く受け取れます。

- ・マイナンバーに係る本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

- ・納税証明書の交付請求手数料が書面請求の場合よりも安価です。

詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。

☎小林税務署

☎23-3126(自動音声案内)

※自動音声案内に従って「2」を選択してください。

更新手続きを行ってください 「国民健康保険限度額適用認定証」

国民健康保険限度額適用（限度額適用・標準負担額減額）認定証の切り替え時期です。現在、お持ちの国民健康保険限度額適用認定証は、7月31日の有効期限となっています。必ず更新手続きを行ってください。

【申請場所】市健康保険課 医療保険係

【申請期間】8月1日（木）から8月30日（金）まで

【手続きに必要なもの】

- ・世帯主の認め印鑑
- ・世帯主および本人の個人番号の分かるもの（マイナンバーカードなど）
- ・認定証が必要な人の新しい被保険者証（7月下旬に郵送予定）
- ・現在お持ちの認定証

※家族または代理人でも手続きはできます。

※8月中に切り替えを行わないと、窓口での支払いが一部負担金（3割等）の金額に戻ります。

問市健康保険課 医療保険係

☎35-3742（直通）

消費税軽減税率制度説明会を開催します

小林税務署では、消費税軽減税率制度について理解を深めてもらうために「消費税軽減税率制度説明会」を行います。10月1日から消費税および地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

この制度は、対象となっている品目を取り扱う事業者だけでなく、消費税の納税義務がない免税事業者の人を含め、

多くの事業者に関係する制度です。ぜひ、ご参加ください。

【開催日】8月8日（木）

【時間】午後1時～午後2時

【場所】市文化センター 大研修室

問小林税務署 法人課税部門

☎23-3126（自動音声案内）

※自動音声案内に従って「2」を選択してください。

児童扶養手当の現況届と臨時・特別給付金の手続きをお願いします

■児童扶養手当の「現況届」

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童、または父母のいない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）に支給されます。

児童扶養手当を受給するためには、市への申請が必要です。申請がない場合は受給資格があっても支給することができませんので、必ず申請してください。児童扶養手当は認定された場合、申請の翌月から支給されます。

また、現在手当を受給している人は、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。この届出を提出しないと、8月以降の手当が支給されなくなりますので、次の日程で必ず手続きを行ってください。

※以前は、公的年金を受給する人は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い人は、その差額の児童扶養手当を受給できるようになりました。

■未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

児童扶養手当の受給者のうち、「未婚」のひとり親の人に対して、臨時・特別の措置として給付金を支給します。児童扶養手当の現況届と同時に申請を行いますので、手続きをお願いします。

【期日および場所】

・8月14日（水）市役所本庁1階1-1会議室（ATM横）

・8月15日（木）飯野地区コミュニティセンター

・8月16日（金）真幸地区コミュニティセンター（真幸出張所）

※この日程を除く、8月1日（木）～30日（金）の受け付けは、市福祉事務所子育て支援係で行います（土日、祝日を除く）。

【受付時間】午前9時～午後5時

※この日時に手続きできない場合は、事前にご連絡ください。別途対応します。

問市福祉事務所 子育て支援係

☎35-3738（直通）

更新手続きをお願いします「母子家庭・父子家庭医療費受給資格証」

市では、母子家庭・父子家庭または父母のいない児童の健康増進と福祉の向上を目的として、医療費の一部を助成しています。

受給資格証を持っている人は更新の手続きが必要です。更新しないと8月以降の助成が受けられなくなりますので、次の日程で必ず更新手続きを行ってください（ただし、児童扶養手当を受給している人は、児童扶養手当の現況届受付の際に更新手続きを行います。）。

なお、本助成の対象となる人で、現在、受給資格証を持っていない人の申請も受け付けます。

【期間】8月28日（水）～8月30日（金）

【場所】市福祉事務所

【時間】午前8時30分～午後5時15分

※この日時に手続きできない場合は、事前にご連絡ください。別途対応します。

問市福祉事務所 子育て支援係

☎35-3738（直通）

宮崎県「男女共同参画功労賞」・「女性のチャレンジ賞」候補者募集

宮崎県では、男女共同参画社会づくりに対する県民の関心と意欲を高め、男女共同参画社会の形成を促進するため、「宮崎県男女共同参画功労賞」と「宮崎県女性のチャレンジ賞」の候補者を募集します。

■宮崎県男女共同参画功労賞

【対象】男女共同参画社会づくりに3年以上活動または取り組みを行っている功労のある県内在住（所在）の個人・団体・事業者

■宮崎県女性のチャレンジ賞

【対象】起業、NPO法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人および女性団体・グループ

■共通事項

【募集期間】8月15日（木）まで

【表彰の時期】12月中旬予定

【申込方法】応募書類を市総務課人権啓発室に提出してください。※応募書類は、市総務課または県生活・協働・男女参画課、県男女共同参画センターで取得するか、県ホームページ（<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/>）からダウンロードしてください。

※自薦他薦は問いません。どなたでも応募できます。

申・問市総務課 人権啓発室

☎35-3711（課直通）

問宮崎県 総合政策部 生活・協働・男女参画課

☎0985-26-7040



◎今月の表紙

6月21日、飯野高校前の水田で田植えが行われました。子どもたちは、足で感じる泥の感触に驚きながらも、高校生が小学生に教えながら楽しそうに田植えを行っていました。

今月の納税

固定資産税 第2期

国民健康保険税 第1期

後期高齢者医療保険料 第1期

7月31日（水）までに納めましょう。

人口 18,202人（前月比-135人）

男性／8,606人（-119人） 女性／9,596人（-16人）

転入／24人 転出／139人

出生／3人 死亡／23人

世帯数 8,435世帯（前月比-115世帯）

（令和元年7月1日現在）

北 きりしま田舎物語田植え交流会の取材に行きました。生徒たちは楽しそうに植えていました。秋に収穫されたら、生徒たちに送られます。食べたときの感想が楽しみです。（東）

以 前、取材で田んぼに長靴で入ったら抜けなくなって、しりもちをつき、泥まみれになったことがありました。今回ははだしでチャレンジしました。田植えはどうしても下を向いて作業するので、撮影が難しい！（久保田）



写真:アカマツにとまるルリタテハ (撮影:平成30年10月25日)

「ルリタテハ」

人に寄ってくることも

気持ちの良い晴れた日、池めぐり自然探勝路を歩いているとヒラヒラとチョウがついてきました。歩を休めると今度はグルグルと周辺を回りだし、肩にとまりジツとしています。瑠璃色の美しいチョウ「ルリタテハ」。チョウというと花の蜜を吸うイメージですが、ルリタテハは樹液、果実、獣のふん、汗に集まり吸汁します。夏、カブトムシなどと一緒に樹液を吸っている姿を見ることが出来ます。逆に、このルリタテハが飛んでいけば、近くに樹液が出ている木があるサインだったりします。幼虫は、サルトリイバラやホトトギスなどのユリ科植物の葉を食べます。オレンジ色で全身にトゲがあります。刺すことはありません。成虫の美しい姿からは想像もつかない姿・形をしています。晩秋まで活動しているルリタテハ。ハイキングの際近くでチョウが飛んでいたら、観察がてら少し歩を休めてみませんか。もしかしたら瑠璃色のブローチをつけることができるかもしれません。

(文/えびのエコミュージアムセンター)

ルリタテハ
Kaniska canace

チョウ目 タテハチョウ科

